

## 食品に関するリスクコミュニケーションにおける事前意見・質問について

平成18年3月27日 新潟会場

	質問者	質問の内容	回答
1	食品等事業者	遺伝子組換え輸入食品や輸入農産物についても実態や検査体制をお聞かせ下さい。	平成17年の輸入実績(速報値)によると、例えばトウモロコシでは全体で約394万トンの輸入があり、そのうち88%が非組換えで12%が遺伝子組換えか不分別でした。また、大豆では全体で約141万トンの輸入があり、そのうち51%が非組換え、49%が不分別、0.5%が遺伝子組換え大豆の輸入となっています。野菜では、輸入重量の多い順にタマネギ、カボチャ、ニンジンとなっており、果物ではバナナ、グレープフルーツ、パイナップルとなっています。 検査体制は、全国31ヶ所の検疫所に300名の食品衛生監視員を配置し、監視・指導に当たる他、横浜・神戸に高度な検査機器を備えた輸入食品・検疫検査センターを設置し、遺伝子組換え食品や残留農薬等の検査を実施しています。 輸入食品の統計や監視結果については、厚生労働省のホームページに掲載していますので御参照下さい。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html</a>
2	消費者	米国、中国から遺伝子組換え米の輸入が行われているというのは本当ですか？なぜ日本へ輸入されるのですか？	遺伝子組換え米について、我が国に輸入できるものはありません。米国において遺伝子組換え米が商業栽培されているとする事実は把握していませんが、中国において未承認の遺伝子組換え米が販売されていたとの情報を入手したことから、現在、輸入ロット毎に遺伝子組換えの検査を実施しています。これまで遺伝子組換え米を検出した事例はありません。
3	消費者	ダイズ、ナタネ、トウモロコシは「遺伝子組み換えでない」と表示されているのに、なぜ混入しても輸入ができるのですか？	遺伝子組換え食品は、平成13年4月より食品衛生法に基づき食品としての安全審査が義務付けられており、この安全性審査を経ないものは国内での流通・販売ができないことになっています。 遺伝子組換え食品に関する表示については、JAS法の品質表示基準及び食品衛生法施行規則に基づき大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファの6作物、およびこれらを原材料とした加工食品31食品群等に関して、その表示を義務付けています。 表示の方法については、以下の通りとなっています。 ①分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料とする場合は、「遺伝子組換え」などの表示が義務付けられています。 ②遺伝子組換え農産物と遺伝子組換えでない農産物が分別されていない農産物を原材料とする場合は、「遺伝子組換え不分別」などの表示が義務付けられています。 ③分別生産流通管理が行われた遺伝子組換えでない農産物を原材料とする場合は、表示義務はありませんが、「遺伝子組換えでない」などの表示を任意で行うことができます。 分別生産流通管理とは、原料農産物や加工品が原産地の農場、集荷場、港、加工場、卸売業者倉庫など生産・流通段階において、可能な限り、遺伝子組換え農産物が混ざらないように管理し、その旨を事業者が証明する書類により明確にすることです。分別流通管理については、それが適切に行われていることを前提に、一定の範囲での意図せざる遺伝子組換え作物又は非遺伝子組換え作物の混入はやむを得ないものとしています。
4	食品等事業者	新潟港での輸入食品や輸入農産物の検査状況を報告下さい。また、課題についてお聞かせ下さい。	新潟検疫所における食品等の輸入届出状況や検査実施状況については、厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/tp0130-1b.pdf">http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/tp0130-1b.pdf</a> また、検疫所における輸入食品の監視指導結果についても、同様に掲載しておりますのでご参照ください。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/tp0130-1a.pdf">http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/tp0130-1a.pdf</a>
5	地方自治体	輸入品に課せられる基準と国内品に課せられる基準の差(ダブルスタンダード 例:BSEの全頭検査)について、取り上げていただきたい。	食品の安全規制は、従来から科学的合理性を確保することを基本として行っており、輸入食品と国産食品に課せられる基準は同じものです。 御質問のBSEについては、我が国のと畜場におけるBSE検査については、対象を21ヶ月齢としており、米国及びカナダ産牛肉の対日輸出条件は20ヶ月齢以下の牛に由来する牛肉等としておりダブルスタンダードにはなっておりません。
6	行政関係者	輸入食品を使用して製造される食品の(原産地)表示はどのようになるのか。	国内で製造される加工食品については、平成16年9月に、原料の品質が製品の品質に大きな影響を与えるものとして、加工度が低く生鮮食品に近い20食品群の加工食品について、その主な原材料の原産地を記載することとしたところです(約2年間の移行期間があり、平成18年10月以降義務化)。

	質問者	質問の内容	回答
7	食品等事業者	アメリカ産牛肉の再輸入について安全をどのように国民に納得してもらうのか。	今回の事案は、米国において対日輸出プログラムが遵守されていなかったことを重く見て、輸入手を停止したものです。 原因の究明とそれを踏まえた再発防止策を盛り込んだ米国からの調査報告書について翻訳を行い、その時点における報告書の疑問点等を取りまとめ米国側に照会しました。さらに、3月18日に日本政府からの照会事項に対する米国の回答があったことから、これを翻訳したところであり、今後も米国側に必要な問い合わせを行い、対応を検討することとしています。こうした米国産牛肉等への対応については、プレスリリースやホームページなどを通じて広く情報を発信し、また、国民の皆様からのご意見も受け付けているところです。 いずれにしても、リスク管理機関としては、リスクコミュニケーションに努めつつ、リスク評価の前提である輸出プログラムが遵守されるよう、適切に対応してまいります。
8	食品等事業者	農産物加工食品のポジティブリスト制度への対応確認は、どのように行うのが現実的か？ゼロの証明が難しいと考えられる中で暫定基準への対応はどのように行うのが望ましいと考えられるか？	ポジティブリスト制度は、平成15年の食品衛生法の改正により導入することが決められたものです。 そのポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付ける制度ではありませんし、分析のみによって食品の安全性の確保をするものではないと考えます。従来からの残留農薬等に対する取り組みと同様、信頼できる事業者と取引する、使用される可能性のある農薬等の種類や方法、残留基準違反事例の有無などを確認する、必要に応じ残留状況について分析する、などの取組みを取り扱う食品に応じて行うことが合理的に食品の安全性を確保するために必要と思われます。
9	食品等事業者	精米及び加工米飯に関するリスクについてどのように考えれば良いのでしょうか。	地方自治体での監視指導につきましては、34～37をご参照ください。
10	食品等事業者	どう対応すべきなのか？(仕入れ先や納品先に対しても)。食品の残留農薬の検査をすべての品目でしなければならないのか？	
11	食品等事業者	ポジティブリスト制度導入後、「何をどう変えればよいのか」といった対応方法をよく質問されます。制度の趣旨等は理解しているつもりですが、全ての食品に対して、全ての項目の検査を実施することは現実的ではないと思います。検査する対象項目や頻度はどのように提案・助言すればよいのでしょうか？解釈を含め、お聞かせいただければ幸いです。よろしくお願いたします。	
12	食品等事業者	今回の残留農薬等のポジティブリスト制度の導入により、将来国内で流通している食品に対し、無作為抽出等により、制度への適合性を審査する方向性はあるのでしょうか。また、この制度への適合性の確認には、多大なコストと時間を要すると思われませんが、どの流通段階で制度への適合性が確認されればよいのでしょうか。各々の流通段階で各事業者が調査を行い、何回も重複して適合性確認の必要があるのでしょうか。特に加工食品の場合、流通を幾段階も経て複数の原材料を組み合わせて作る食品が多数ありますが、現実的にこの制度の適合性の確認方法について指針を示していただけないのでしょうか。	
13	食品等事業者	800種類もある物資を一般の農家及び中小企業等は証明書等を提出できるのか？	
14	食品等事業者	テーマとは少しずれてしまいますが、最近取引先からのポジティブリスト制度に伴う書類が送られてきますが、弊社の業界にどのように対応したらよいのかという問い合わせでもまだ方向性が出ていないため、対応できない現状です。一体どうしたらよろしいのでしょうか。	
15	食品等事業者	食品生産、加工業者の立場から実務上どのような手順、力量の把握が必要なのか？具体的にお知らせ願えると助かります。	
16	食品等事業者	農林水産省の農薬対策室の方のお話を聞く機会があり、農産物に対する防除履歴など必要な対策を行ったうえでの分析結果の提示の要求はあまり好ましくない旨話を聞いたが、メーカーがそうした要求を行うことは不適切なのでしょうか。	

	質問者	質問の内容	回答
17	食品等事業者	一般食品メーカー、一企業体で、大変な費用と経費を投じて、加工食品のすべてについて原料変更のロットごとに、明確に残留農薬の把握ができるとお考えでしょうか？	
18	食品等事業者	ポジティブリスト制度について 基準が設定されていない農薬が残留していないという保証、証明をたてることは限らない農薬成分の残留農薬検査を強いることになるのではないかと思いい不安である。	
19	食品等事業者	原料に混入しやすい農薬を調査する際の具体的な方法について	
20	食品等事業者	具体的にどのような場合にポジティブリスト適応可と言えるのでしょうか。	
21	食品等事業者	ポジティブリスト制度導入に対して、特に零細企業(食品加工業)がどう対応しなければならないのかをできるだけ具体的に知りたいと思っております。	
22	食品等事業者	制度制定後の具体的な管理方法等は統一性があるのでしょうか。安全性は当然求められるのですが、その費用を単価という形で転嫁する結果になるだけではないか。	
23	食品等事業者	現実に小売業からは「今後は検査結果を提出してくれ」という要求が始まっています。こうした傾向に対し、行政から指導や対策を行う予定がありますか。	
24	食品等事業者	日本、中国等の原料を仕入れ先より購入して製造しております。その場合、仕入れ先よりポジティブリストについての説明(例えば無農薬等)は、頂いているが、製造会社として末端の農家まで見に行き確認しなければならないのか？もし農薬など基準値以上検査が出た場合製造会社が責任を取らなくてはならないのか？またお客様(卸先)から「農薬検査をして下さい」と漠然と言われた場合、何百種類もの検査をどのようにするのか？製造メーカーはどこまで管理すべきか？	ポジティブリスト制度においては、これまでと同様に、どこで、どのような農薬等が使用されたかを十分に把握することが重要です。農薬等の使用の把握のために現地調査を行うことは効果的であると考えますが、必ずしも必須であるとは考えていません。また、検査については適正に農薬等が使用されたことを検証するために行われるものであって、使用された農薬について残留を確認することが最も効率的であると考えています。残留基準値を超える農薬等が検出された食品の販売等は食品衛生法違反となり、当該食品の販売等を行った者は、必要に応じ、回収命令や廃棄命令等の行政処分等がなされることとなります。なお、食品衛生法違反に係る行政処分等の対応は、従来と変わらないものと考えています。
25	食品等事業者	輸入野菜の農薬検査は指定農薬全種検査とするのか？使用農薬検査でよいのか？	
26	食品等事業者	輸入されている洋酒は多種多様であり、またその生産国は多くの国にまたがっている。それらの酒における原料はさらに多種多様である。製品である酒からそのもととなる原料に戻って判断することはほとんど不可能に近い状況であると考えている。それらについてどのような考え方をしているのか？輸入者は対応していったらよいのか。	ポジティブリスト制度への対応としては使用された農薬について残留を確認することが最も効率的であると考えていますが、不明な場合は使用が認められている農薬や残留基準が設定されている農薬についても留意すべきであると考えています。厚生労働省で把握している諸外国における農薬等の残留基準等の情報については、国立医薬品食品衛生研究所のホームページ( <a href="http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/pest/mrl-link.html">http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/pest/mrl-link.html</a> )に掲載しているので参照ください。
27	食品等事業者	日本国内でも、ドリフト問題を解決することが難しいのに、海外商品の場合、どのような対策をしていると回答してよいか分かりません。特にアジアからの輸入品に対する方法がありましたら知りたいです。	輸入食品であっても輸入者は自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。現地の生産者や輸出者から農薬等の使用の確認やドリフト防止対策の要請、対策の有効性の確認を行うとともに、検証のため残留農薬検査を行うことが適当と考えます。
28	民間分析会社	海外(特に中国、タイ等の東南アジア)からの輸入食品について、現地で事前に食品中の残留農薬等の分析を確立させたいので、その分析法の英訳文を早急に作成していただきたい。	試験法の英訳については、現在作成を進めているところであり、作業終了次第、公表することとしています。

	質問者	質問の内容	回答
29	食品等事業者	5月29日より制度が施行されますが、残留基準の決められた物質は仕方がないにしても、一律基準の物質について検出された場合においても、即、販売や使用禁止になるのでしょうか。ある日を境にして今まで違反とされなかったものが違反となるわけですが、実際の処置としてはどうなるのでしょうか。	ポジティブリスト制度は、すべての残留農薬について、「人の健康を損なうおそれのない量」(一律基準)を超えて残留する場合、その食品の流通禁止を行うこととし、別に残留基準が設定される場合には、その基準を超えて農薬が残留する食品の流通禁止を行うものです。食品衛生法に違反するものは、輸入や販売等の禁止等の措置が行われることとなります。
30	食品等事業者	基準値を超えた量が検出された原料を使用した商品の場合に、製品での検査を実施して使用原料から逆算して、その使用した原料の残留農薬量が基準値よりも低かった場合には違反食品とはならないと判断して良いとの情報があるのですが、それで間違いありませんでしょうか。	残留基準が設定されていない加工食品で検査を実施した場合には、原則一律基準で判断されますが、一律基準値を超える場合でも原材料が食品規格に適合していれば、一律基準による規制対象としないものとして取り扱うこととしています。
31	民間分析会社	制度導入後の輸入食品の監視体制についてご説明いただきたいです。	厚生労働省ではポジティブリスト制導入を踏まえ、輸入食品の監視を行う検疫所において検査機器の増設、食品衛生監視員の増員を予定しています。また、検疫所で行う輸入食品のモニタリング検査項目を拡充することを予定しており、現在、検査項目等について検討を行っているところです。また、その実施にあたっては、輸出国における農薬や動物用医薬品の残留基準等を踏まえた検査項目の選定や一斉分析法の活用などにより、効果的、効率的な検査の実施に努めることとしています。
32	行政関係者	輸入食品の検査体制はどのようになるのか。	
33	食品等事業者	検疫所のモニタリング項目は今後どのように変化していくのでしょうか。	
34	食品等事業者	市場品に対する抜き取りによる検査は今後どのようにお考えなのでしょうか。	食品衛生法に基づく農産物等の残留農薬等の検査については、国内に流通する食品は都道府県等が、輸入時は国の検疫所が、年度毎に監視指導計画を定めて実施しています。新潟県は、毎年度作成する食品衛生監視指導計画を基に、県内流通農産物の残留農薬検査を実施しています。具体的には、県内に流通する県内産・県外産・輸入農産物を、だいたい月一回、県内スーパーや青果市場などで収去し、検査機関の保健環境科学研究所に搬入します。検査農薬は、国産農産物は主に使用されている農薬を中心に、また、輸入農産物は検疫所の違反情報などを基に、通常36～40種類を選定し、厚生労働省の通知で示す分析法を基に検査を実施し、そのつど結果を「にいがた食の安全インフォメーション」ホームページ(新潟県庁ホームページ内)などですぐに公表します。特に、県産農産物については農林水産部と連携し、収穫期に合わせて検査対象を選定するとともに、農薬の使用実態を踏まえて検査農薬を選定しています。平成18年度は、検体数を今年度の約200検体(内訳:県内産100、県外産50、輸入50)から250検体へ増加する予定です。また、ポジティブリスト制度導入を踏まえ、より多くの農薬を一斉に分析できる新たな検査機器(LC-MS-MS)を導入する予定です。
35	行政関係者	農産物の検査方法について 対象となる農薬等の数は多数になると思われるが、モニタリング等のシステムはどのようになるのか？(対象農薬の種類、抽出検査となると思われるがその抽出方法、数、検査機関等)	
36	消費者	(ポジティブリスト)制度の運営の仕方、国内製品についての安全性は？	新潟市は、学識経験者や生産者、食品業者などの食品等事業者、消費者団体、公募による市民を交えての「食の安全意見交換会」や、その後のパブリックコメントを参考にして、毎年度食品衛生監視指導計画を策定しております。それを基に市内で流通している農産物の残留農薬等の検査を新潟市衛生試験所で実施しております。平成16年度は61検体、4,753項目の検査をおこないましたが残留基準値を超えるものはありませんでした。なお、当市においては保健所以外に、市場に入るものは中央卸売市場、保育園及び学校等に搬入されるものはこども課及び保健給食課が自主的に検査を行っており、市全体では117件、9,119項目の検査を行いました。問題となるものはありませんでした。なお、今年度、平成17年度にキュウリからディルドリンが検出されましたので、来年度から土壌検査と出荷前検査などのドリ剤対策を講ずることとしています。残留農薬の検査については、ポジティブリスト制の導入に伴い対象農薬数が大幅に増えることから、新たに検査機器(LC/MS/MS)を導入し、また効果的・効果的に検査を進めるうえからも国内農作物は農林水産部と連携し主に使用されている農薬や国・県等の違反情報を、また輸入農作物は検疫所の違反情報を基に、約90種類を選定し、検査する予定です。なお、平成18年度から各部署で行われていた自主検査は、全て保健所の検査となり八百屋、スーパー、市場、集団給食施設などから収去し、検体数は165検体で、本年度に比較して約1.5倍に増やす予定です。
37	食品等事業者	残留農薬検査は誰がどのような範囲を対象に行われるのでしょうか。	

	質問者	質問の内容	回答
38	消費者	ポジティブリストのポジティブとは安全基準以上に農薬がポジ(+)であるということですか？	一般的に「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度」とは、原則、食品に農薬等が残留することを規制(禁止)された状態で、残留を認めるものについてリスト化するという制度です。これに対し、原則規制がない状態で、食品中の農薬等の残留を規制するものについてリスト化する制度は、一般的に「ネガティブリスト制度」と言われています。
39	食品等事業者	鶏卵等はどういう定義なのか？	家きんの卵については、「鶏の卵」、「その他の家きんの卵」に分けて残留基準を定めています。
40	食品等事業者	厚生労働省で言われているように「このポジティブリスト制度は農薬の管理をしっかりやるのが目的であり、メーカーはどういう農薬を使用しているかをトレースして把握することが重要である」と言うことは十分に理解は出来ませんが、エネルギー換算で60%を海外原料に依存している実態の中で、海外の産地における使用農薬のトレースや把握は現実問題として難しく、厳しい状況です。これはもうメーカーの範囲を超えたものではないでしょうか。そこをお願いですが、国として輸出国に対して日本向けの農・畜産物についての使用農薬や医薬品、抗生物質の指定をして、それ以外のものは使用しないように強く要請していただけないでしょうか。	ポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等を規制する制度であり、農薬等の使用に関する規制を行うものではありません。また、諸外国における農薬等の規制はそれぞれの国の制度に基づき行われるものですので、我国でポジティブリスト制度を施行したことをもって、諸外国に対し使用できる農薬等の制限を求めることは困難です。このため、本制度の施行に向け、制度の検討段階から、各国の大使館を通して本制度の周知を行ってきたところであり、WTO通報も行った上で、本年、5月29日から施行することとしたところです。今後とも、本制度の周知について努めていくこととしています。
41	食品等事業者	生産地又は輸入業者を通じての栽培履歴を必須文書として点検確認を行う計画ですが、耐震偽装や品名詐称の多発する昨今ですので、文書だけの点検では不安です。EUや米国のごとく「検査による検証(分析の公定法が全て完了)」可能になるまで猶予期間を延長してはいただけませんかでしょうか。	ポジティブリスト制度は、改正食品衛生法施行後3年を超えない範囲で施行することが法律上義務づけられており、このため、平成17年11月16日付け政令により、平成18年5月29日を施行日としたものであり、猶予期間の延長は困難です。
42	食品等事業者	5月29日の設定ですが、輸入品に対しては輸入日なのか、又は輸出日なのか？	国産品、輸入品に関わらず、生鮮品については5月29日以降に流通するものは新たな規制が適用されます。また、加工食品については、当該食品が一般消費者への販売に供する形態になった時点が5月29日の施行日以前か以後かにより判断することとなります。これは、国外で加工された食品についても同様で当該食品の輸入された時点は問題にしないこととしています。詳細については、平成17年11月29日付け食安発第1129001号通知を御参照下さい。
43	消費者	(ポジティブリスト制度について)だれがどのようにどういう形で消費者まで知らせることができるのか？現状は？	ポジティブリスト制度については、厚生労働省においては、プレスリリースを通じた情報発信の他、ホームページ、パンフレット等を通じた情報発信を行っており、また、平成17年度には全国で開催する意見交換会のテーマとして取りあげ、説明を行ってまいりました。今後とも、ポジティブリスト制度について、関係機関とも連携を図りつつ、周知等に努めてまいります。
44	食品等事業者	ポジティブリストについてのくわしい内容を知りたい。この制度が生産者にどこまで理解されているかが疑問です。	ポジティブリスト制度については生産者の周知徹底をはかるため、農林水産省では、5月の制度導入に向けて、説明会の開催やパンフレットの作成・配布等により啓発・巡回指導を進めてきました。今後とも、生産現場へのきめ細かな指導を徹底してまいります。なお、これらの内容については農林水産省ホームページの農薬コーナー( <a href="http://www.maff.go.jp/nouyaku/">http://www.maff.go.jp/nouyaku/</a> )でご覧いただけます。
45	食品等事業者	5月から施行されるにあたり、意見交換が遅いのでは？	ポジティブリスト制度については、厚生労働省においては、プレスリリースを通じた情報発信の他、ホームページ、パンフレット等を通じた情報発信を行っており、また、平成17年度には全国で開催する意見交換会のテーマとして取りあげるとともに、食品事業者等の団体などが企画する講演会にも積極的に参加し、説明を行うなど、様々な取組を行ってきたところです。
46	食品等事業者	ポジティブリスト制度とダイオキシンやカドミ残留問題とは関係性があるのかわからないのかお聞かせ下さい。	ポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について規制する制度であり、原則として、農薬等としての使用が認められる物質でない限り、必ずしも規制の対象とはなりません。ダイオキシンやカドミウム等、いわゆる食品に残留する汚染物質については、農薬等として使用される物質とは考えがたいことから、ポジティブリスト制度の適用とはなりません。
47	消費者	輸入食品の取り扱いは輸入相手国の実情が正確に把握されていないと日本への導入に際してのみ検討されるのでは不十分と思う。	ご意見をいただき、ありがとうございます。

	質問者	質問の内容	回答
48	食品等事業者	約800種類の農薬を自主検査するツールがありますか。又は検査機関がありますか。それぞれコストはどのくらいでしょうか。	分析法については、本制度の導入に伴い開発を進めているところであり、これまでに529農薬等について分析法を公表しています。なお、自主検査の実施について、799農薬等すべてについて検査を行うことは必ずしも効率的な手法ではなく、個々の食品の生産段階における農薬等の使用状況に応じて、検査の対象とする農薬等を選定することが適当と考えます。また、検査に必要な費用等については、登録検査機関等にお問い合わせください。
49	食品等事業者	残留農薬についての検査は検査経費が高額であるのが現状です。国として経費の引き下げ策を発動する、あるいは検査経費の補助等を行う等、中小企業救済を検討していただけますでしょうか。	ポジティブリスト制度は食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付ける制度ではなく、安全性の確保のために合理的な取組みが必要であることは、意見交換会等を通して周知しているところです。 残留分析だけで残留基準を超えていないことを証明するためには、多額の分析費用がかかり、現実的な方法ではありません。このため、農林水産省では、農業者と流通業者・食品事業者の双方に対して、使用した農薬の種類、使用状況の記帳や食品安全GAPの取組と、最小限の分析を組み合わせた生産管理の徹底による冷静かつ合理的な対応をお願いしているところです。したがって、食品事業者が行う残留分析に対する補助制度は検討していません。
50	その他	残留農薬のみで農薬による食品への影響を語る事ができるのでしょうか。全体としての使用量はどうなっているのでしょうか？	農薬による食品安全に対する影響については、食品衛生法に基づき残留基準を設定し、食品としての安全が確保されることとなっています。また、農薬を使用する際は、残留農薬基準を超えない使用の方法(農薬使用基準)の遵守が義務づけられています。 国内の農薬生産量は減少傾向にあり、1980年の69.5トンから2004年には29.3トンと半分以下にまで減少しています。
51	食品等事業者	諸外国における農薬等の残留基準等の情報について、各国のホームページでは理解しづらいので是非とも教えて下さい。日本が今回の基準改正の参考とした米国・カナダ・EU・NZ・豪州では、基準値自体は違えども改正後の日本同様、制度はポジティブリスト制で、基準は暫定、一律、対象外から成るのでしょうか。また、中国・韓国はどのような制度なのでしょうか。	日本国政府として、世界中の全ての農薬等にかかる規制を把握しているわけではございません。参考までに、当方の調査では、米国、EU、カナダ、ニュージーランドにおいてはポジティブリスト制度が導入されているものと理解しておりますが、正確な情報につきましては、各国大使館等関係機関にお問い合わせ下さい。
52	食品等事業者	・現状、基準値を超える農産物は全体の何%なのでしょうか。(推定値をお持ちですか。)	平成17年の輸入実績(速報値)によると、輸入生鮮農産物のうち約14%にあたる3万1千件について残留農薬の検査を実施しており、検査実施件数の約0.1%にあたる36件の違反が確認されています。国内産については、各地域における農産物について、各自自治体において監視指導計画に基づいて実施されています。
53	食品等事業者	第三者による飛散のため基準値を超えた場合、第三者に損害賠償を請求できますか。	食品衛生法においては、ご指摘のような損害賠償の請求に関する規定はありませんので、仮に行うとしても他の法令によることとなります。
54	消費者	長年土壌に蓄積されてきた農薬は何年間で効力を失うのですか？	現在は土壌中で半分の量まで減少する期間(半減期)が1年を超える農薬は原則として登録できません。また、半減期が100日を超える農薬は登録の際に後作試験を実施し、残留農薬が検出されないことを確認しています。さらに、本年8月からは土壌中の半減期が180日(現行1年間)を超えるものは原則として登録できなくなります。
55	食品等事業者	隣国、中国で食品の製造加工の技術指導をしているものです。農薬に絞ってみますと、中国での担当する公的機関(政府機関)が現段階でも明確でないこと、さらにリスト一覧も内容が不明確(例 農薬の検出基準が日本と中国では精度が異なっていたり・・・)という安全確保の前段階ではと危惧しています。	ご意見をいただき、ありがとうございます。
56	食品等事業者	本制度導入に伴うコスト発生を消費者に理解してもらうことを国から働きかける必要がある。また、検査をどこまで現実的なレベルに合わせるのか、あるいは合わせないのか、その議論を消費者参加型で行って欲しい。	ご意見をいただき、ありがとうございます。
57	食品等事業者	フードマイレージについても環境課題として大切と思うが、見解をお聞かせ下さい。	ご意見をいただき、ありがとうございます。本意見交換会は、食品の安全確保の観点から行うものですので、環境問題としてのご質問にはお答えいたしかねますことご了承ください。